

今回届出のあった種については全委員より指定が適当との判断であったが、それ以外のザリガニ類についても指定すべきではないか等の意見があったことから、その論点と対応案を以下に整理するもの。

**論点1：届出種のみでなく、ザリガニ4科全種を指定すべきか（ニホンザリガニとアメリカザリガニを除く）**

小論点①：外来ザリガニ類は、直接的な捕食や植生帯の破壊により在来生態系に影響を与えると考えてよいか

- ・ 多くのザリガニ類は雑食であるため、在来動植物を捕食することに加え、浅い湖沼では水草の摂食・破壊を通じて生態系のレジームシフトを引き起こす可能性がある（西川ら2017）。（西川委員）
- ・ 今回の届出種に関する評価のほとんどが、種というよりも「ザリガニ類」一般に関する情報であり、雑食性であり様々な生物を捕食することや植生帯の破壊による在来生態系への影響は「ザリガニ類」一般が生態系等への被害を及ぼす恐れがあると読める。（岩崎委員）
- ・ ザリガニ類に関して一般的に知られている生態的特性の侵略性の高さがある。（中井委員）
- ・ 今回の届出種のザリガニ類は基本的に生態系に対するインパクトが科学的にも予想され、また複数種のザリガニ類による在来ザリガニへのインパクトがさらに高まる事が予想される。（風呂田委員）

小論点②：外来ザリガニ類は、ニホンザリガニと競合すると考えてよいか

- ・ 届出種以外も含め、冷水性の外来ザリガニ類はニホンザリガニの生息域に定着できる可能性があり、餌資源や隠れ家をめぐり競争がおき、ニホンザリガニが駆逐される可能性がある(Usio et al 2001)。（西川委員）

小論点③：外来ザリガニ類は、感染症を媒介すると考えてよいか

- ・ ベット業界で販売されているザリガニ類は水カビ *Aphanomyces astaci* や白斑病ウイルス (white spot syndrome virus) 等のキャリアとなることが指摘されている (Mrugala et al 2015) ことから、外来ザリガニ類が病気を媒介することで在来甲殻類や養殖業に甚大な影響を与える可能性がある。（西川委員）
- ・ 同様に、国指定天然記念物であり絶滅危惧II類であるニホンザリガニやその他の在来十脚類に深刻な負の影響を与える可能性がある。（岩崎委員）
- ・ 外来ザリガニ類には、ザリガニ感染症を持ち込む潜在的リスクがある。（中井委員）

小論点④：一部の種を指定することによる代替種の流通リスクはどの程度あるか

- ・ 今回届出のあった種類のみを指定した場合、それ以外のザリガニ類が、代替種として流通することが予想される。（西川委員）

**対応案：議論を踏まえ、ザリガニ類の生態的特性、被害に係る科学的知見及び近年の流通実態を再整理した結果、被害の実例があるまたは被害を及ぼす可能性が個別に指摘されている種だけでなく、ザリガニ類全般について、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあることが結論づけられた。このため、予防的観点からも、届出種以外のザリガニ類（ニホンザリガニとアメリカザリガニを除く。）についても特定外来生物に指定する方向で専門家全体会合に諮る。**

**論点2：ザリガニの新しい分類体系への対応**

- ・ 近年ザリガニ類の分類が更新された (Crandall & De Grave 2017)。従来のザリガニ類の分類と比べ、Crandall & De Grave (2017)の分類の大きな更新点として、ニホンザリガニが含まれるアジアザリガニ属が独自のCambaroididae科に位置づけられたことと、かつて *Orconectes* 属に含まれていたザリガニ種（たとえば *Orconectes rusticus*）の大部分が *Faxonius* 属に移行した点がある。（西川委員）

**対応案：ザリガニ類4科を指定する場合は、新たな分類体系に基づき指定を行う。届出種のみ指定する場合は、届出に基づき指定を行う必要があるため、従来の分類体系に基づき指定を行う。**

**論点3：アメリカザリガニも特定外来生物に指定すべきか**

- ・ アメリカザリガニとアカミミガメの取り扱い大きな課題であり、ともに2015年の「生態系被害防止外来種リスト」では最も対策を必要とする「緊急対策外来種」と評価され、後者については段階的規制を検討することとされている。今回の審査は、我が国の外来種対策におけるザリガニ類の取り扱いに関する大きな節目であると受け止めるべきであり、アメリカザリガニの取り扱いの検討についても、できるだけ早期に取り組む必要があると考える。（中井委員）

- ・ アメリカザリガニは、生態系への影響、農林水産業への影響、教育上の効果、外来生物に係る啓発活動の4点で、特定外来生物に指定すべき種である。「緊急対策外来種」のまま放置すれば、北海道や島嶼地域への未分布地域や侵入初期地域への分布拡大や負の影響が広がるばかりであろう。（岩崎委員）

**対応案：現在、外来生物法の施行状況評価を行っているところだが、検討会においても課題として挙げられており、次期改正に向けての検討課題としている。直近の対応としては、今回のザリガニ類の指定が適当とされれば、今回指定する種と併せてアメリカザリガニについても改めて普及啓発を強化していく。**

**論点4：未判定外来生物の今後の運用**

- ・ 外来生物法施行時には、未判定外来生物は国内流通していないと想定され、国内に持ち込まれる際に申請を受けて審査すれば良いという考えだった。ところが、今回の資料で申請の対象となる種類のほとんどに国内流通の記録があり、外来生物法施行時とは状況が大きく変わったことが示されている。このような事態となった背景としては、指定当時に状況の把握が不十分であり、すでに（少なくとも一部は）国内で流通・飼育されていたものが見逃されていた可能性と、指定以降に何らかの経路で国内に持ち込まれ流通した可能性が想定される。

- ・ 現在の上位分類群で指定されている未判定外来生物についても、国内の流通状況等の精査を行い、確認された種類について特定外来生物の指定について検討するとともに、未判定外来生物に指定された上位分類群（科・属など）についても特定外来生物に指定することの妥当性や必要性を順次、検討することが必要であると考えられる。そのためにも、国内で流通した未判定外来生物のザリガニ類が国内へ持ち込まれた経緯についても、可能な限り精査し、そうした持ち込み経緯に対する有効な監視のあり方についても検討する必要があると考える。（中井委員）

**対応案：現在、外来生物法の施行状況評価を行っているところだが、検討会においても課題として挙げられており、次期改正に向けての検討課題としている。**